
高校生の冬山・春山登山における
安全確保指針の策定に向けて

検討結果報告書（案）

平成 29 年 月

高校生の冬山・春山登山における安全確保指針検討委員会

◇ 高校生の冬山・春山登山における安全確保指針の策定に向けて [検討結果] (案)	
● 高校生の冬山・春山登山の基本的な方向性	P1
● 安全確保指針の策定に向けた検討結果 (個別事項)	P2～4
● 緊急時対応マニュアル (案)	P5
● 冬山・春山装備チェックリスト (案)	P6
● 雪崩発生に関する基本情報について (案)	P7～12
◇ 山岳部顧問の育成及び支援についての提言 (案)	P13
◇ 高校生の安全な冬山・春山登山を支援する取組についての提言 (案)	P14
◇ 付属資料	P15～16

高校生の冬山・春山登山における安全確保指針策定に向けて [検討結果] (案)

高校生の冬山・春山登山の基本的な方向性

■高校生の冬山・春山登山の現状について

- スポーツ庁及び長野県教育委員会からは、市町村教育委員会等に対し、「高校生以下については、原則として冬山登山は行わないよう指導されたい。」旨が通知されているところ。
- 県内では、15の高等学校(私学含む)がそれぞれ安全に配慮しながら、登山部の活動として、冬山・春山登山を行っている。

■高校生の冬山・春山登山の意義について

- 日本有数の山岳県として、年間を通じて自然と向き合い、四季折々の山岳を体験することで、自然を学ぶとともに、自ら考え、判断や行動ができる「自立した登山者の育成」を図るという観点も大事。
- しかし、その際は、技術力、経験、判断力等が不足する高校生の安全確保のための指針を定め、全ての関係者がそれを遵守することが前提。

■高校生の冬山・春山登山に関する原則の方向性について

- 「高校生以下は原則として行わない」ことを基本としつつ、高等学校の登山部等が実施する場合には、安全確保のための指針を遵守することを明記する。
- 「原則として行わない」とする冬山登山の定義(範囲)に、雪崩の危険性の高い春山での活動も含めることを明記する。

「高校生以下については、原則として冬山登山(冬から春にかけて主に雪上で実施する活動をいう。)は行わないこととするが、長野県高等学校体育連盟登山専門部および同専門部に加盟する高等学校登山部が行う場合は、県教育委員会の定める安全確保のための指針を遵守した上で実施する。」

安全確保指針の策定に向けた検討結果（個別事項）

※「冬山・春山での活動」とは「冬から春にかけて主に雪上で実施する活動」をいう。

1 冬山・春山での活動目的及び活動場所

- (1) 活動は、基礎的登山技術の習得の範囲内とし、登頂を第一目的としないこと。
- (2) 活動場所は、時期、地形、斜度、積雪量などから判断し、安全が確保できると認められる場所に限定すること。また、無線機、携帯電話等が使用できる範囲とする。

- 「基礎的登山技術」の内容等については、登山計画書の事前審査において審査する。
- 「安全が確保できると認められる場所」とは、雪崩発生の危険性がない場所である。
(雪崩発生の危険性は、別紙「雪崩発生に関する基本情報について」を参照。)

2 事前調査・確認

- (1) 無雪期における活動場所の地形、斜度、斜面の方向、樹木の有無や密度等のほか、過去の雪崩の発生状況等を十分調査すること。
- (2) 活動前に活動場所における雪崩注意報の発令状況や気象条件（積雪状況、降雪量、風の強さ等）を確認すること。
- (3) 活動場所の下見を行い、荒天対策やエスケープルートを検討しておくこと。
- (4) 山岳部顧問は、自らの指導力を客観的に判断し、生徒を引率して安全に活動ができる場所、ルート、時期などを選択すること。
- (5) 雪崩発生に関する知識や雪崩を回避するための判断方法などの習得に努めること。

3 登山計画の立案

- (1) 登山計画書は必ず作成すること。
- (2) 生徒の体力や技術に応じた計画とすること。
- (3) コースや日程、荷物重量などに無理がない計画とすること。
- (4) 事前に保護者から書面で参加の承諾を得ておくこと。
- (5) 事前に事故発生時を想定した緊急時対応マニュアルを作成しておくこと。
- (6) 傷害保険（山岳保険）に必ず加入すること。

- 「緊急時対応マニュアル」は別紙を参照。

4 装備品

- (1) 装備品は、スポーツ庁通知による「冬山装備チェックリスト」を基準に確認すること。
- (2) なお、上記は、活動場所により差異があるので、計画段階で確実なチェックを行うこと。

- (3) 可能な限り、ビーコンを携帯すること。
- (4) 目的の山域に適した通信手段を確保すること。(無線、衛星電話、携帯電話、有線電話、雷警報機)
- (5) 救急用品は、中身の確認(内容、使用方法等)をしておくこと。
- (6) 装備品の使用方法を確認しておくこと。(アイゼン、ビーコン等)

○「冬山装備チェックリスト」は別紙を参照。

5 登山計画書の事前審査

- (1) 登山計画書は、学校長の承認を得た上で、活動の1か月前までに長野県高等学校体育連盟登山専門部に提出し、事前審査を受けること。
- (2) 事前審査の結果、指摘を受けた事項は速やかに改善すること。

6 登山計画書の事前提出

- (1) 事前審査を受けた登山計画書は、保護者に写しを渡すとともに、関係者で共有すること。
- (2) 事前審査を受けた登山計画書は、出発前に長野県知事(山岳高原観光課又は最寄りの地域振興局)及び長野県教育委員会に提出すること。

7 生徒の事前学習

- (1) 生徒が行う事前学習は活動の目的をもとに、主体的に取り組むよう指導すること。
- (2) 日常での体力トレーニングや山行の作成等が、安全登山につながることを指導すること。

8 活動当日の留意事項

- (1) 前例を踏襲して当たり前のことを慎重に行わない等の「慣れ」が、最も危険であることを認識すること。
- (2) 人為的な活動(斜面の横切り、転倒やラッセル等の斜面への刺激、同一斜面に一度に多数の進入等)により、雪崩を誘発することがあることを十分認識しておくこと。
- (3) 雪崩発生の前兆現象や変わりやすい気候には細心の注意を払い、雪崩発生の前兆がみられる場合や天候悪化が予想される場合には活動を中止すること。
- (4) 生徒の体力、技能、心理的な状況や変化の把握に努めること。
- (5) 前日の十分な睡眠と活動前の水分摂取により脱水等による事故防止に努めること。
- (6) 引率は必ず2名以上で行うこと。
- (7) 引率者は、無線機、携帯電話、スマートフォン等の連絡用通信機器を常に携帯しておくこと。
- (8) 引率者及び留守本部は、全員が常に参加生徒の緊急連絡先を携帯し、緊急時には連絡を取り合える体制を作っておくこと。
- (9) 事故発生時は現場で可能な医療行為は限られるので、新たな傷病者を出さないこと。また、救助隊の接触までに、傷病者の状態を少しでも悪化させない処置を行うこと。
- (10) 平時においては、登山計画書に記載したルートの変更は認めない。

9 活動後の報告（情報の共有）

- (1) 活動後は総括を行い、その結果を長野県高等学校体育連盟登山専門部に報告する。
- (2) 長野県高等学校体育連盟登山専門部は、学校からの報告を整理・蓄積して情報の共有化に努め、今後の各学校の活動に役立てる。（活動場所の地形等の情報、ヒヤリ・ハット事例等）

10 山岳部顧問の指導力向上

- (1) 県教育委員会及び学校関係団体は、山岳部顧問の指導力向上（雪崩の予知や事故防止を含む）のための取組の充実に努める。
- (2) 山岳関係団体は、山岳部顧問の指導力向上のための取組に支援、協力する。
- (3) 山岳部顧問は、研修への参加など自らの指導力向上に努めること。
- (4) 学校は、山岳部顧問の研修への参加に配慮すること。

11 外部の専門家の活用

- (1) 必要に応じて、山岳部顧問を支援する外部の専門家の活用を図ること。

冬山・春山装備チェックリスト（案）

（○は必ず持参のもの。△は状況によって持参のもの。）

品名	品名	品名
○ズボン	○非常食	○ツェルト
○シャツ	○救急用品（各種薬等）※1	○スノーソー
○防寒衣（セーター・羽毛服）	○テーピングテープ	○コンロ
○アンダーウェア上下	○レスキューシート	○燃料・予備燃料
○防風防水透湿パーカ	○テルモス・水筒	○コップ・炊事用具
○防風防水透湿オーバーパンツ	○食器類	○ラジオ
○帽子・防寒帽（目出帽）	○ナイフ	○天気図用紙
○靴下（ソックス）・予備靴下	○ホイッスル	○トランシーバー（予備電池）
○手袋（グローブ）・予備手袋	○ヘッドランプ	○標識布・竹
○オーバーミトン	○予備電池・電球	○修理用具一式
○登山靴	○ローソク	○ザイル（ロープ）
○ロングスパッツ	○ライター・マッチ	○カラビナ
○わかんじき	○時計	○スリング各種
○アイゼン	○高度計	△伸縮式ストック
○ピッケル	○コンパス	△ハーネス
○スノーシャベル	○1/25000 地形図	△サブザック
○雪崩ビーコン	○ルート図	△テント一式
○携帯ソンド棒（プローブ）	○登山計画書	△大型スノーシャベル
○ルックザック	○筆記具	△ランタン
○ゴーグル	○身分証明書	△カメラ
○シュラフ（スリーピングバッグ）	○緊急連絡票	△サングラス
○シュラフカバー	○携帯電話（予備電池）※2	△油性太字ペン
○マット	○健康保険証	△各種登攀用具
	○ロールペーパー	△GPS
	○タオル・手拭	△携帯トイレ
	○ポリ袋	△ヘルメット
	○装備整理袋	

※1 救急用品（例）

- 三角巾 ○体温計 ○ガーゼ ○絆創膏 ○はさみ ○包帯 ○とげ抜き ○薄手の手袋
- ポイズンリムーバー ○ペットボトルのキャップに穴を開けたもの（傷洗浄用）
- 消毒用スワブスティック ○副木 ○人工呼吸用ポケットマスク or シート ○経口補水液用の粉末
- 常備薬（市販の風邪薬、痛み止め、整腸剤、目薬など）

※2 携帯電話（予備電池）は低温による電池消費を防ぐため、保温に努めること。

このリストは冬山・春山の標準的な装備である。活動の時期や場所、内容等により必要な装備は変わるため、事前に装備の要否や追加装備の有無をよく検討すること。

雪崩発生に関する基本情報について（案）

1 雪崩の種類

- 表層雪崩
積雪内部に弱層（積雪の結合が弱い部分）が崩壊し、これを滑り面としてある特定の層から上に雪崩が発生する場合
- 全層雪崩
滑り面が地表で発生し、積雪全部に雪崩が発生する場合
- 面発生雪崩
かなり広い面積から一斉に動き出す雪崩
- 点発生雪崩
一点からくさび状に動き出す雪崩
- 乾雪雪崩
雪崩層が水分を含まない場合
- 湿雪雪崩
雪崩層が水分を含む場合

※詳細は P9～12 の「雪崩の種類」を参照。

2 雪崩が発生しやすい地形等

- 地形
当該斜面の地形が、山の谷筋や沢筋、凹状斜面である場合
雪庇が形成され崩落しやすい場合
- 斜度
30 度から 50 度の場合
- 植生
樹木が少ないか、笹、芽、草が生えたり、平坦なガレ場の場合
- 方位
当該斜面の方向が、東向き又は東南向き（冬の場合、西風又は西北風が吹くことから雪の吹き溜まりのできやすい風下斜面に当たる）の場合

3 雪崩が発生しやすい気温や天候

- 気温が低い時、既にかかなりの積雪の上に、短期間に多量の降雪があった場合
- 気温が上昇する春先、降雨後やフェーン現象等で気温が上昇した場合

4 雪崩を誘発する人為的条件

- 斜面をトラバース（横切ること）する場合
- 雪庇を崩落させた場合
- 転倒、ラッセル（雪を払い除けながら進むこと）、大声等斜面に刺激を与える場合
- 同一斜面に一度に多人数の進進行動や荷重がある場合 等

5 雪崩発生の前兆

- 雪庇（山の尾根からの雪が張り出している現象）
張り出した部分が雪のかたまりとなり斜面に落ちることによって、雪崩につながる危険がある。
- 巻きだれ（雪崩予防柵から雪が張り出している現象）
張り出した部分が雪のかたまりとなり斜面に落ちることによって、雪崩につながる危険がある。
- 斜面が平らになっている
斜面にもとの地形が分からないほど平らに雪が積もっているときは、表層雪崩が起こる危険がある。家の裏山などは特に注意が必要。
- スノーボール（斜面をボールのような雪のかたまりがコロコロ落ちてくる現象）
雪庇や巻きだれの一部分が落ちてきたもので、雪崩につながる危険がある。スノーボールが多く見られるときは特に注意が必要。
- クラック（斜面にひっかき傷のような雪の裂け目が現れる現象）
積もっていた雪がゆるみ、少しずつ動き出そうとしている状態。その動きが大きくなると全層雪崩が起こる危険がある。
- 雪しわ（ふやけた指先のシワ状の雪の模様が現れる現象）
積もっていた雪がゆるみ、少しずつ動き出そうとしている状態であり、積雪が少なくても全層雪崩が起こる危険がある。

6 長野県のなだれ注意報発表基準（長野地方気象台）

<表層雪崩>

積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さ 20cm 以上で風速 10m/s 以上、または積雪が 70cm 以上あって、降雪の深さ 30cm 以上

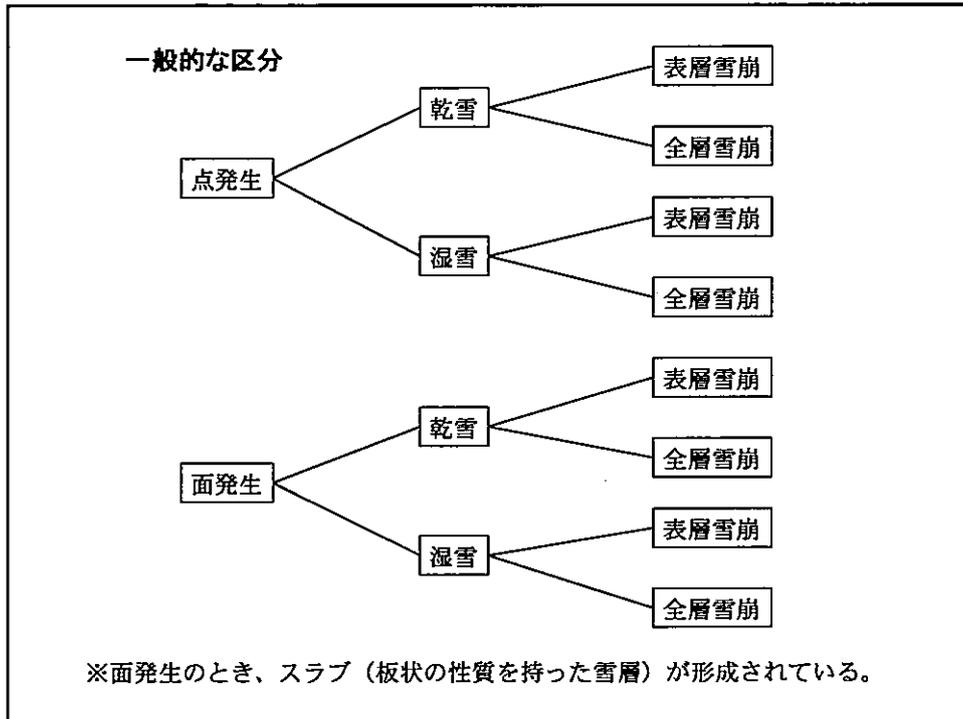
<全層雪崩>

積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5℃以上高い、または日降水量が 15mm 以上

参考資料

- ・日本雪氷学会「積雪・雪崩分類」（1998）
- ・日本雪崩ネットワーク「基本講座」
(<http://www.nadare.jp/basic/>)
- ・国土交通省「雪崩防災『雪崩とその対策』」
(<http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/nadare.html>)
- ・気象庁「長野県の警報・注意報発表基準一覧表」
(http://www.jma-net.go.jp/nagano/nagano_ki_jyun.html)
- ・「五竜遠見雪崩訴訟記録」（1989年3月発生）

雪崩の種類 (日本雪崩ネットワーク基本講座より)



留意すべき雪崩

点発生雪崩



<特徴>

- ・一点から砂山が崩れるように発生。
- ・結合力の弱い乾雪で発生。
- ・周囲の雪を巻き込みながら大きくなる。
- ・雪崩は扇型になる傾向がある。
- ・比較的小規模の場合が多い。

<発生条件など>

- ・木や岩からの落雪、滑走者が飛ばした雪がきっかけとなり発生。
- ・降雪の最中に発生することもある。
- ・一般的に低温で風が弱く、低密度の雪が積もった場合。このとき積雪はスラブの性格を持っていないので、樹木の積雪を支える効果も弱くなり、斜度が十分にある疎林内でも点発生雪崩は発生する。
- ・斜度は少なくとも35度、一般的には40度以上の傾斜が必要となる。

雪崩の種類 (日本雪崩ネットワーク基本講座より)

留意すべき雪崩

湿雪雪崩 (以下の2種類に分類)

○点発生湿雪雪崩

点発生

湿雪

<特徴>

- ・乾雪と同様に小規模なものが一般的だが、積雪表層が十分に濡れている状態だと、高い密度も相まって破壊力のある規模の大きなものも発生する。
- ・雪粒同士の結合力が弱いので、斜度が十分にあれば林間でも発生する。

○面発生湿雪雪崩

面発生

湿雪

<特徴>

- ・スラブの下にある弱層あるいは境界面が濡れる、あるいは水で浸されることで、雪の結合力が落ち発生。スラブは通常、硬く締まっているか、あるいは強固な状態にあるが、一端、雪崩が発生すると、それらは砕かれ、丸みを帯びた雪塊となり流下する。
- ・雪崩の速度は、乾雪の雪崩よりも遅く、地形形状に沿うように流れるが、高い密度を持っているため破壊力は強大。

【共通】<発生条件>

夜間を通して0℃以上の気温、強い日射やまとまった降雨は、湿雪雪崩に関係する典型的な気象状況である。

留意すべき雪崩

ストームスラブ

面発生

乾雪

表層雪崩

<特徴>

- ・ストームスラブの脆弱性は、降雪中の気象状況の変化（降雪強度、気温、風など）に起因する。
- ・変化の少ない気象状況での降雪の場合、ストームスラブによる不安定性は生じにくくなる傾向がある。
- ・安定化の進行速度には、気温が大きく寄与しており、低温の場合、安定化するには時間を要する。

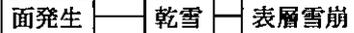
<発生条件>

- ・穏やかに積もった低密度の雪の上に、まとまった降雪があった場合など発生する。

雪崩の種類 (日本雪崩ネットワーク基本講座より)

留意すべき雪崩

ウインドスラブ



<特徴>

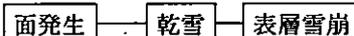
- ・風速と風の継続時間、そして移動可能な雪の量などに比例して規模が大きくなる。
- ・数日で安定化する傾向にある。
- ・一般的には安全な場所とされている森林帯でも、木がまばらで、風が通るような場所には局所的にウインドスラブが形成される。

<発生条件>

- ・風によって雪が再配分されることで形成された板状の積雪層が、弱層あるいは結合の弱い境界の上に乗ることでもたらされる。

留意すべき雪崩

持続型スラブ



<特徴>

- ・スラブの下に持続型の弱層が存在し、それが脆弱性の原因となるもの。
- ・雪崩を誘発可能な状態が長期間継続する。
- ・初期段階は雪崩が発生しやすいが規模は小さい。
- ・後期段階は雪崩が発生しづらくなるが、発生した場合の規模は大きくなる。

<発生条件など>

- ・すべての標高帯で一般的に生じえる。
- ・平坦な場所を含め、離れた位置から雪崩が誘発されることも多い。
- ・穏やかな気象が続くと休止期間に入るが、大きな気象の変化により再度発生することもある。

雪崩の種類 (日本雪崩ネットワーク基本講座より)

留意すべき雪崩



ディープスラブ

<特徴>

- ・厚く硬いスラブの下に持続型の弱層が存在し、それが脆弱性の原因となっているもの。弱層の位置は、積雪底面の地表に近い位置に存在する場合もある。
- ・発生の際に雪崩規模が大きくなる。
- ・予測はとても困難。
- ・発生すると破壊的な規模となる。

<発生条件など>

- ・気象が大きく変化する時期（春山など）
- ・その活動が活発な期間では小さい刺激でも誘発は起こる。

留意すべき雪崩

雪庇崩落

<特徴>

- ・雪庇は、標高が高く、風に曝されることの多い主稜線や支尾根の風下側で形成することが一般的だが、地形的に急激な変化がある場所であれば、どのような標高帯でも形成する。
- ・行動中に雪面に残された風による積雪表層の雪の移動跡を発見した場合、雪庇形成の可能性がある。

<発生条件>

- ・風が吹いている時の降雪などにより、積雪表層に軟らかい雪があるとき、風で移動した大量の雪が堆積する際に発生。
- ・相対的に暖かい気温での降雪があり、同時に風が適度な強さで一定かつ継続的に吹いた場合が発生時の典型的な気象状況である。
- ・雪庇の崩落は、雪粒の結合強度が上がる前、すなわち形成中と形成直後が一般的だが、急な地形に形成したものや大規模な雪庇は、形成後かなり時間をおいてから崩落することもある。

山岳部顧問の育成及び支援についての提言（案）

1 山岳部顧問の指導力の向上

- (1) 山岳部顧問の指導力（力量）が生徒の活動に直結している。山岳部活動の保障や安全確保のためには顧問の指導力の向上を図ることが重要。

2 山岳部顧問の現状（山岳総合センター「高校山岳部顧問の意識調査」より）

- (1) 指導年数 10 年未満の顧問が 6 割以上を占める。
- (2) 顧問の年齢は、50 歳以上が約 7 割、20～30 歳代は 2 割未満。
- (3) 山岳部の女子部員が増加する中で、女性が顧問となっているのは約 3 %。
- (4) 顧問の悩みは、体力不足が 50.8%、知識や技術の不足が 44.1%、他部との兼務が 32.2%、精神的負担が 28.8%。

3 研修の充実

(1) 研修内容

- ・「山行」とは考える現場であり、学校とは異なる教育現場である。研修を通じ顧問として考える力を身につけさせたい。
- ・登山のリスクマネジメントでは、適切な判断ができることが重要である。
- ・年間を通じた医学知識を得てもらいたい。
- ・危機管理の講座に限らず、高山植物などの自然学講座も含めて幅広い力をつける。

(2) 実施機関・団体

- ・現在、山岳総合センターが実施している各種の講座に加え、県教育委員会や県高等学校体育連盟登山専門部においても研修の実施を検討する。
- ・山岳関係団体は、これらの研修に各専門分野の講師として協力する。

(3) 研修に参加しやすい仕組み

- ・山岳部顧問が研修に参加しやすい環境づくりが重要である。
- ・県教育委員会や県校長会は、山岳部顧問が参加しやすい仕組み（出張扱い、旅費別途負担、義務化等）を検討する。
- ・県校長会等の会議において、当該年度の研修計画を説明し、各学校長の理解と周知を図る。

参考：山岳総合センター「高校山岳部顧問の意識調査」より

- 身につけたい顧問の力
 - ・危機管理能力 62.7% ・基本的な技術 52.2% ・基礎的な知識 33.9%
- 研修機会への意識
 - ・積極艇に参加したい 47.4% ・校務が忙しく参加したくない 32.2%

4 外部の専門家の活用

- (1) 山岳部顧問の指導力の差によって生徒の活動目的、内容、場所などが左右されてしまうのは好ましくない。
- (2) 学校教員がすべてを担うには限界もあるため、必要に応じて、顧問を支援する外部の専門家の活用を検討する。
- (3) 県山岳協会は、学校からの相談に応じて、日本体育協会公認山岳指導員、登山ガイド、山岳総合センター講座の受講者など、適任者の紹介等を行うことを検討する。

高校生の安全な冬山・春山登山を支援する取組についての提言（案）

1 安全確保のための指針について

- 安全確保のための指針の高等学校への周知徹底 【県教育委員会、県校長会】
- 事故発生時対応マニュアル（案）の周知と作成要請 【県教育委員会、県校長会】

2 登山計画書について

- 登山計画書の事前審査（審査部等の設置） 【県高等学校体育連盟】
- 登山計画書の事前審査への協力 【山岳総合センター】
- 登山計画書の受領と確認 【県教育委員会】

3 装備品について

- ビーコンの貸出（継続） 【山岳総合センター】
- 貸出用ビーコン整備への取組み 【県高等学校体育連盟】
- 貸出用ビーコンの整備の検討 【県教育委員会】
- 緊急用品の整備に関する相談助言 【山岳医】
- 事故発生時対応マニュアル作成に関する相談助言 【山岳医】

4 活動情報の共有化

- 各校からの活動後の報告の整理と情報共有化 【県高等学校体育連盟】

5 調査研究

- 登山部の活動状況、競技成績等の調査研究（継続） 【県高等学校体育連盟】
- 山岳部顧問意識調査の実施（継続） 【山岳総合センター】

6 山岳部顧問の指導力向上対策等

- 山岳部顧問や部員を対象とした研修講座（継続） 【山岳総合センター】
- 山岳部顧問を対象とした研修の検討 【県教育委員会】
- 山岳部顧問を対象とした研修の検討 【県高等学校体育連盟】
- 山岳部顧問への各種情報提供 【県高等学校体育連盟】
- 学校登山引率者等を対象とした研修講座（継続） 【山岳総合センター】
- 県教委や高体連が主催する研修会の講師としての協力
【雪氷学専門家、山岳総合センター、国立登山研修所委員、山岳協会、山岳医、遭対協】

7 山岳部顧問向け研修の周知等

- 山岳部顧問が研修に参加しやすい仕組みの検討 【県教育委員会】
- 山岳部顧問や部員向け研修の周知（会議での説明機会の確保等） 【県校長会】

8 外部指導者の活用

- 顧問を支援する外部の専門家の紹介等の相談助言 【山岳協会】

<付属資料>

◇ 高校生の冬山・春山登山における安全確保指針検討委員会設置要綱

(目的)

第1 平成29年3月に栃木県那須町で発生した高校生の登山講習会中の雪崩事故を受け、本県における高校生の冬山・春山登山の安全確保のための指針を検討するため、「高校生の冬山・春山登山における安全確保指針検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 事前準備及び活動当日における安全確保のための留意点等に関すること。
- (2) その他安全確保のために検討が必要な事項に関すること。

(組織)

第3 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 山岳医療関係 1人
- (3) 山岳遭難防止関係 1人
- (4) 山岳登山関係 1人
- (5) 登山教育関係機関 2人
- (6) 教育関係 2人

(任期)

第4 委員の任期は、就任の日から第7に規定する報告書が提出されるまでの期間とする。

(委員長)

第5 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6 会議は、委員長が招集する。ただし、初回の会議は教育委員会教育長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、会議の議事を主宰する。
- 3 委員長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 4 会議は原則公開するものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員会に諮り非公開で行うことができるものとする。

(報告)

第7 委員会は、第2による検討を終えたときは報告書を作成し、教育委員会に提出するものとする。

(事務局)

第8 委員会の庶務は、教育委員会事務局スポーツ課が担当する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月9日から施行する。

◇ 高校生の冬山・春山登山における安全確保指針検討委員会委員名簿

(委員は五十音順、敬称略)

職名	氏名	所属・役職等	備考
委員長	すずき けいすけ 鈴木 啓助	信州大学理学部教授	学識経験者
委員長職務代理者	あらかき ひろあき 荒木 博明	長野県長野南高等学校長 (長野県高等学校長会推薦)	教育関係
委員	いけさこ かずゆき 池迫 一行	長野県高等学校体育連盟登山専門部専門委員長 (赤穂高等学校教諭)	教育関係
〃	いまたき いくお 今滝 郁夫	長野県山岳総合センター所長	登山教育研修機関
〃	おおにし ひろし 大西 浩	国立登山研修所専門調査委員 (大町岳陽高等学校教諭)	登山教育研修機関
〃	からき ますみ 唐木 眞澄	長野県山岳協会長	山岳登山関係
〃	きのた ふみや 木野田 文也	日本登山医学会国内山岳医 (信州大学学術研究院医学系医学部医員)	山岳医療関係
〃	しみず まさみち 清水 正道	戸隠地区山岳遭難防止対策協会救助隊長 (長野県山岳遭難防止対策協会推薦)	山岳遭難防止関係

計8名

◇ 高校生の冬山・春山登山における安全確保指針検討委員会検討経過

	開催日	検討内容
第1回	H29. 7. 13	○ 検討事項 ・ 検討委員会設置の背景について ・ 県内高校生の冬山・春山の登山活動等の現状について ・ 検討事項及び検討スケジュールについて
第2回	H29. 9. 1	○ 検討事項 ・ 高校生の冬山・春山登山の原則について ・ 安全確保のための具体的ルールについて
第3回	H29. 9. 22	○ 検討事項 ・ 高校生の冬山・春山登山における安全確保指針の策定に向けた検討結果の報告について